Ⅶ　機会費用	
政府出資等の機会費用	55,238,033
Ⅷ　行政サービス実施コスト	2,634,310,823

注記事項

Ⅰ　重要な会計方針

23事業年度から、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（独立行政法人会計基準研究会　財政制度等審議会　財政制度分科会　法制・公会計部会　平成23年６月28日改訂）」並びに「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」（総務省行政管理局　財務省主計局　日本公認会計士協会　平成24年３月最終改訂）を適用しております。

1　運営費交付金収益の計上基準

運営費交付金収益の計上基準は、業務のための支出額を限度として収益化する方法（費用進行基準）を採用しております。

これは、種苗管理センターの業務の性格上、中期計画及びこれを具体化する年度計画において、業務の実施と運営費交付金との対応関係を示すことが困難であり、また、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応していないことから、費用進行基準を採用する必要があるためであります。

2　固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む）	10～50年
構築物	10～60年
機械及び装置	５～17年
車両運搬具	４～６年
工具器具備品	４～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却費相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

なお、リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3　賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の賞与については運営費交付金により財源が措置されておりますので、賞与にかかる引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除して計上しております。

4　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職手当については運営費交付金により財源が措置されておりますので、退職給付にかかる引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額の当期増加額に基づき計上しております。

5　たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品（売り払い生産物）については売価還元低価法を、原材料、消耗品については最終仕入原価法に基づく低価法を採用しております。

6　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用は、資本剰余金相当額も含めた政府出資等の純額に一定の利率を乗じて計算しております。

7　リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンスリース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。リース料総額が300万円未満のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理を行っております。

8　消費税等の会計処理方法

税込方式によっております。

9　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

Ⅱ　貸借対照表注記

1　運営費交付金により財源措置が手当てされない引当外賞与見積額	141,123,416円
2　運営費交付金で充当されるべき退職手当の当期末時点の見積額	2,643,147,305円

3　金融商品の時価等に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、主に国から交付される運営費交付金、施設整備費補助金等により資金を調達しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	395,457,483	395,457,483	—
⑵業務未払金	(26,968,721)	(26,968,721)	—
⑶未払金	(409,039,135)	(409,039,135)	—

（※）負債に計上されているものは、（　）で示しております。

㈱　金融商品の時価の算定方法

⑴～⑶については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

4　資産除去債務に関する注記

当法人は、八岳農場用地として土地賃貸借契約書に基づき、土地の返還時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期限が明確でなく、将来農場を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

Ⅲ　損益計算書注記

1　臨時損失

固定資産除却損は、政府から無償譲与を受けた機械及び装置（トラクター、コンバイン、馬鈴しょ収納装置）、工具器具備品（プロジェクター）及び、運営費交付金で取得した工具器具備品（保護網室保温カーテン）の除却に係る計上額であります。

その他の臨時損失は、過年度分の諸手当の追給に係る計上額であります。